

台湾における県産酒プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、台湾における県産酒販売促進事業の業務委託先を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項はすべて実施するとともに、従業者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

なお、業務委託先選定後の委託契約締結に際して、別途、業務仕様書を示すこととする。

1 業務名称

台湾における県産酒プロモーション業務

2 業務目的

飲食店関係者やバイヤー等を対象とし、台湾での県産酒 PR 商談会の開催や輸出入商社の県内酒蔵への招聘を通じ、県産酒の台湾における認知度向上と販路拡大を図る。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託事業

(1) 県産酒 PR 商談会開催

- ・実施時期 令和8年8月下旬頃（調整中）
- ・実施場所 台北市内イベントスペース等
- ・酒蔵数 8蔵程度を想定
※実施時期等の調整が整い次第、県内酒蔵に募集を行い決定
- ・業務内容
 - ア. イベントの企画、運営、司会進行、台本等作成
 - イ. 会場確保、会場との調整
 - ウ. 軽食及びソフトドリンクの提供（県産品を使用すること）
 - エ. 会場設営、会場装飾（商品紹介シートの作成、動画上映等の設備等含む）
 - オ. 参加酒蔵ごとにブースを設置
 - カ. 各酒蔵及び現地代理店等との連絡・調整
 - キ. 現地飲食店関係者やバイヤーおよびインポーター等の招聘（80人程度）
 - ク. 酒の専門家による、県産酒 PR の会場内での実施
 - ケ. SNS・メディア等への情報発信
 - コ. イベント時の通訳の手配
 - サ. サンプル等の輸送にかかる輸出手続き、輸送、保管
 - シ. 車両の手配・同行

ス. 参加者（酒蔵、バイヤー等）アンケートの実施（翻訳含む）

(2) 台湾向け輸出入商社等酒蔵招聘

- ・概要 台湾輸出に取り組む酒蔵を拡大することを目的とし、台湾向け輸出入商社等を酒蔵に招聘し、商談会を実施。
- ・実施時期 (1) 県産酒 PR 商談会実施以降
- ・実施場所 県内酒蔵等
- ・招聘人数 輸出業者・輸入業者等 4 名程度
- ・業務内容
 - ア. 招聘者の選定
 - イ. 連絡調整
 - ウ. 招聘者の旅行手配
 - エ. 商談会の実施
 - オ. 招聘時の通訳手配
 - カ. 車両の手配・同行
 - キ. 参加者（招聘者、酒蔵）アンケートの実施（翻訳含む）

(3) 報告書作成（成約状況の確認を含む）

(4) 企画提案について

企画提案については以下の点に留意して企画提案を行うこと。

- ・現地レストランのドリンクメニュー編成責任者や小売店の仕入れ責任者およびインポーター等、PR 商談会に招聘することで県産酒の販路拡大に繋ぐことができる招聘者リストを提案に含めること。
- ・PR 商談会を開催する会場候補を提案に含めること。
- ・福岡県産酒の魅力や詳細を十分に説明できる体制を提案に含めること。
- ・その他、販路拡大に繋がる企画等があれば、積極的に提案すること。

5 提案参加条件

提案参加に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者資格）に規定する者に該当しないこと。
- (2) 政治活動や宗教活動を目的とした事業者ではないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開

始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないよう管理・運営を行うことができる者であること。
- (7) 委託業務に関するノウハウを有し、台北、福岡に事業拠点もしくは当該委託業務を円滑に遂行するための必要な体制を有していること。
- (8) 過去に類似案件を受託し、滞りなく業務を遂行した実績を有していること。

6 その他

- ・本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。
- ・上記「4 委託事業」に定める業務の他、予算の範囲内で、福岡県産酒の販路拡大に資する内容の事業を提案することも可。